

平成 29 年度 第 3 回江南市都市計画審議会 議事録

1. 日時 平成 30 年 3 月 23 日 (金) 午後 3 時～午後 4 時 30 分
2. 場所 江南市役所 3 階 第 3 委員会室
3. 委員 出席委員 11 名
(東義喜、稲山明敏、幅章郎、高橋政稔、坪内一紀、松永金次郎、
鶴見正高、倉知正憲、小椋雅江、安達秀正、藤岡和俊)
4. 傍聴者数 1 人
5. 資料
 - 資料 1 議題 (1) 江南市都市計画マスタープラン等の策定について
 - ・資料 1-1 都市づくりの課題
 - ・資料 1-2 都市づくりの課題と基本理念・目標【概要】
 - ・資料 1-3 都市づくりの課題と基本理念・目標
 - ・資料 1-4 将来都市構造の見直しの考え方
 - ・資料 2-1 都市づくりの課題 (緑の課題)
 - ・資料 2-2 緑の基本理念と基本目標・方針【概要】
 - ・資料 2-3 緑の基本理念と基本目標・方針
 - ・資料 3-1 都市が抱える課題とまちづくりの方針【概要】
 - ・資料 3-2 都市が抱える課題とまちづくりの方針
 - ・参考資料 1 市民意向調査結果について
 - ・参考資料 2 都市づくりの課題の検討資料
 - 資料 2 その他 (1) 布袋駅東地区の都市計画の決定・変更について
 - ・資料 1-1 都市計画の決定・変更内容
 - ・資料 1-2 総括図
 - ・資料 1-3 計画図
 - ・資料 1-4 布袋駅東地区計画の素案
 - ・資料 1-5 今後の都市計画手続きの流れ

- 資料3 その他（2）高屋地区の用途地域変更について
 - ・資料2－1 都市計画の決定・変更内容
 - ・資料2－2 総括図
 - ・資料2－3 計画図

- 資料4 その他（3）新ごみ処理施設の都市計画決定について
 - ・新ごみ処理施設の都市計画決定について

■会長あいさつ

- 議題（1） 江南市都市計画マスタープラン等の策定について
（事務局） ～資料1に基づき説明～

（委員）所々に市の平面図がありますが、縮尺が分かると良いと思います。また、歩行者、自転車の安全確保についての内容がありましたが非常に大切なことだと思いました。シニアカーの安全確保などの記載も加えていただきたいです。

（事務局）シニアカーなどの高齢者に向けた内容については、ユニバーサルデザインやバリアフリーなどの表現で示していきたいと思います。

（委員）江南市の緑の将来像の図の中で、新たな都市公園の整備予定箇所については、おそらく布袋の区画整理の中の公園だと思われます。全体を見ると南部が非常に少ないです。一人当たりの都市公園の面積として、県平均が一人あたり 8.0 m²で全国平均が一人当たり約 10.3 m²だと思いますが、目標水準を補うにはこの公園の整備だけでは難しいと思います。整合性はとれているのですか。

（事務局）江南市の緑の将来像の図に示している公園については、2,500 m²程度の面積が望ましいとされている都市公園といった大規模な公園となります。広場など、もっと小規模なもので数値を補えればと思っています。

（委員）緑の基本計画についてですが、生産緑地の有効な利活用方法についてとありますが、どのように記載されるのでしょうか。

(事務局) 指定から 30 年を経過した生産緑地の買取申出が提出された際に、公園や広場などで市が整備できればと考えています。しかし、前もって整備計画等を作成していなければ、具体的に書くことは難しいです。

市内の各地区毎で、検討するなどしなければいけないと思っています。

(委員) 緑の基本計画についてですが、フラワーパーク江南の整備促進とありますが、フラワーパーク江南の 2 期エリアの開園時期についてはいつになりますか。あと、整備目標の数値ですが、2 期エリアが完成すればこの目標数値になるのでしょうか。

(事務局) フラワーパーク江南の 2 期エリアの整備時期については、平成 33 年度を予定しています。

目標数値については、フラワーパーク江南の 2 期エリアや木曾川左岸のサイクリングロードや公園計画などの整備を含めると目標数値になります。

(委員) 立地適正化計画の利便性評価についてですが、市街化調整区域でも利便性が高い地域があり、逆に駅周辺でも利便性が低い地域があります。市街化区域が市の 4 分の 1 程度しかない中で、どのように利便性の高いエリアを市街化区域内に誘導するつもりですか。

(事務局) 立地適正化計画における誘導施設の方針については、来年度検討する予定ですので、その中で示す予定です。

(委員) 緑の基本計画の中で、生産緑地の利活用を検討するとありますが、具体的に何を考えているのですか。

(事務局) 主に公園の整備などを考えています。

(委員) 過去に実績はあるのですか。

(事務局) 1 件あります。

(委員) 市が買うとお金がすごくかかってしまいますし、実際はほとんど買い取れないと思います。借地で整備をすることはできないのですか。

(事務局) 買取申出の制度が前提となりますので、買い取することを基準に検討を進めます。

(委員) どの地域にどのくらいの公園を整備するかといった計画が無いと整備することは難しいと思います。今回の計画にどのように反映されていきますか。

(事務局) 地元の要望なども必要になりますし、都市計画決定はいろいろな条件等もあり、難しいところもあります。ですので、今回の計画の内容には示せておりません。

(委員) 緑の基本計画の意向調査結果の欄に、市北部より市南部の方が、「緑の量」が多いと感じている割合が低いとあります。北部と南部での差を踏まえて、北部と南部それぞれの公園のあり方の目標がなければいけないと思います。どこに記載されますか。

(事務局) 地域別の検討については、来年度行う予定です。

(委員) 立地適正化計画の拠点と公共交通ネットワークのイメージの中で、大口町のコミュニティバスの路線が記載されていません。大口町のコミュニティバスとこれからも連携を深めていく予定ならば、ここに載せるべきではないでしょうか。

(事務局) 立地適正化計画では、1日あたり片道30本以上の路線といった基準があります。その条件に合致しているものを計画の中で対象としていますので、全ての路線を記載しているものではありません。

(委員) 要望になりますが、青木川が何とかならないかと思います。木曽川はすごく綺麗で、水と緑が市の北側に多くなってしまっていて、南側が寂しく思います。担当が他の部署になるとと思いますが、ぜひ検討してもらいたいです。

(事務局) 今後の参考とさせていただきます。

(委員) 中央公園によく行って、ベンチで座って話をしたりします。ただ広い広場だけでなく、樹木などで木陰ができ、休憩できる公園があると良いと思います。

(事務局) 今後の参考とさせていただきます。

(委員) 緑の基本計画についてですが、江南花卉園芸公園とは何のことですか。

(事務局) フラワーパーク江南の正式名称のことです。

●その他(1) 布袋駅東地区の都市計画の決定・変更について

(事務局) ~資料2に基づき説明~

(委員) 地区計画の建築規制の中で畜舎がありますが、必要なのですか。現在、畜舎の建物はありますか。

(事務局) 現在、市街化編入を予定している箇所、畜舎の建築物はありません。

(委員) そのような現状で、この畜舎の内容は本当に必要なのですか。

(事務局) 新しく用途地域を指定することで、今は建築できませんが建築できるようになってしまいますので、地区計画を指定することで規制するものです。

(委員) この地区計画で、一戸建て住宅は建築できなくなるのですか。

(事務局) 建築することはできません。

(委員) 線路の西側は、一戸建て住宅は建築できるのですか。

(事務局) 通常の用途地域のみ指定なので、建築できます。

(委員) 公聴会の会場が一宮市役所ですが、なぜですか。

(事務局) 愛知県が行う総見直しなので、公聴会も愛知県が行い、他の市町の内容もあるからです。一宮市や大口町などの内容もあります。

(委員) 布袋駅の東側の市街化編入はここで終わりじゃないですよ。市街化編入が絶対の手法ではないと思いますが、この範囲だけだとあまりにも費用対効果が無いと思います。多額の費用を費やした鉄道高架の事業に見合う規模で考えていただきたい。

(事務局) 今年度に布袋駅東地区まちづくり基本構想を策定しまして、今回の地区を含めた42haの規模で、段階を経て市街化編入を目指す旨を記載しています。市街化編入には基盤整備等も必要になりますので、事業に合わせて市街化編入を検討します。

(委員) 何年に一度、市街化区域の見直しが行われるのですか。

(事務局) 10年に一度です。

(委員) 残りの箇所の編入については10年後になるということですか。

(事務局) 10年に1度の総見直しの他に、随時編入といった手法もあります。ただし、市街化編入にはいろいろな条件があります。今回は道路の整備予定もありますし、下水道の整備計画に入れる予定もあります。また、公園整備の予定もありますので、市街化編入ができることとなります。基盤整備が整った後や基盤整備の見通しがついた後に市街化編入の検討を進めたいと思います。

●その他(2) 高屋地区の用途地域変更について

(事務局) ~資料3に基づき説明~

(委員) 今回変更する区域は、新体育館の敷地のみのみですか。

(事務局) 新体育館の敷地以外に、一部民有地があります。一階が自転車販売、二階がカラオケを営んでいる店舗の一部です。それ以外は全て新体育館の敷地で、公有地となります。

(委員) 新体育館の敷地の用途地域を変更する前に、建物の完了検査が行われますが、その点については大丈夫なのですか。

(事務局) 愛知県との協議の中で、建築基準法の特例により建設許可がおりておりますが、その中で不適合となっている現在の用途地域を、決定変更の決定権者である市が、建設が完了した後に、新体育館の建物用途に沿ったものに変更するという説明により許可をいただいております。そのため、完了検査においてもこの条件のもと行えるものです。

(委員) 第二種住居地域にするよりも、新体育館敷地の西側の準住居地域に変更した方が新体育館を興行などに利用できるなど、広く活用できるのではないのでしょうか。

(事務局) 用途地域の変更は市が決定して行えるものですが、現在建築している新体育館の設備の面で、階段や通路の設計が興行に使用できる仕様となっていないため、用途地域は第二種住居地域に変更をします。

●その他(3) 新ごみ処理施設の都市計画決定について

(事務局) ～資料4に基づき説明～

(委員) 環境影響評価についてですが、尾張北部環境組合で予算がついていたと思いますが、この事務については江南市が行うのですか。

(事務局) 条例では、事業者からの協力を得て都市計画決定権者が行うことになっているので、今回は事業者となる組合が予算化しており、必要な資料等を作成することになっています。

(事務局) 実際に資料作成などを行うのは尾張北部環境組合ですが、組合の長の名前で都市計画を決定することは出来ません。江南市で都市計画を決定することができるのは江南市長となります。

■平成29年度第3回江南市都市計画審議会終了

(事務局) 平成30年度第1回江南市都市計画審議会は、平成30年5月に開催予定。